

APT

APT ニュースレター

2021 年 12 月発行



No. 117



京都 YWCA

Asian People Together

Contents

●技能実習生リンさんのケースを巡る 外国人女性の妊娠と出産の現状	1
●最近のケースから～面会交流について	3
●～新たな試み～ 醍醐いきいきセンターでの学習支援スタート	3
●それぞれの時を懸命に、いきいきとー 多文化ルーツ子どもプログラムレポート	4
●新人さん紹介	4
●京都府外国人住民総合相談窓口運営事業 ー市町村出張相談についてー	5
●多文化カフェ フィリピンの家庭料理	5
●2021 年 8 月～11 月活動報告	6

技能実習生リンさんのケースを巡る外国人女性の妊娠と出産の現状

「海辺の彼女たち」という映画をご存知でしょうか？暖かい国から技能実習生として来日した 3 人の若い女性の現実を描いたものです。不当な扱いを受けた職場から逃げて、ブローカーの紹介により新たな職場に移り、人生初の雪を見て喜んだのも束の間、厳しい寒さの中、暴言を受けながら働いていました。そのうちの一人の妊娠が分かり…。私たちの周りのどこかにもアジアから来た若い女性たちが同じような状況で孤立し、悩んでいるのではないのでしょうか。

昨年の 11 月、熊本で技能実習生のベトナム人女性、リンさんが死体遺棄罪で逮捕された事件がありました。彼女は 19 歳で多額の借金をして技能実習生として来日し、熊本の農家で働いていました。給与のほとんどを病気の父親を抱えているベトナムの家族に仕送りしていました。妊娠した彼女は帰国させられるのではと恐れ、誰にも相談できずに出産ぎりぎりまで仕事を続けていました。日本語教育も十分受けさせてもらえなかった彼女は、日本の労働法に基づき、妊娠出産しても仕事を続けられるという情報と適切な支援を得られず、一人で孤立出産に至りました。双子を死産し、体調もすぐれなかった

彼女はベトナム式埋葬のために段ボールの中に遺体を入れて部屋の棚の上に安置しました。双子の名前と追悼文をしたためた紙も添えました。たった一日と少しそのように置いておいただけで、死体遺棄で逮捕され刑事裁判を受けています。コムスタカ（外国人と共に生きる会）の支援を受け保釈されましたが、一審で「国民の一般的な宗教感情を害する」との理由で有罪判決を受けました。いったい誰のどんな感情のことを指しているのでしょうか？こんな曖昧模糊とした文言で有罪にされてしまうのでしょうか？マタニティハラスメントという言葉が広く世間に認知され、日本人女性でも人知れず孤独の中で出産した、というニュースも決して少なくありません。これは外国人女性に限った問題ではなく、女性全般の母性保護と母親及び生まれた子どもの人権に関わる問題です。彼女は控訴審でも「無罪主張」を続けています。

日本は、妊娠・出産等を理由とした解雇や不利益な取扱いが法律で禁止しています。また、技能実習生制度を巡る様々な問題を解決するために設置した外国人技能実習機構（OTIT）を通して、妊娠を理由にして帰国させてはならない

と監理団体に通達しています。しかし、妊娠を理由に帰国せざるをえない技能実習生のケースが次々と出ています。

介護施設で働いているフィリピン人技能実習生は実習先に、「妊娠中だが続けて働きたい、産休を取ってフィリピンで出産してから一人で残り、残りの実習を続けたい」と伝えましたが、監理団体や実習先の介護施設、送出機関から帰国を強要されました。彼女は支援団体に SOS を出し、当人からも支援団体からも OTIT に状況を説明して助けを求めましたが、監理団体に当人の同意なしでの帰国は許されないと伝えたのみで介入はしませんでした。圧力の中、一旦は帰国同意書にサインしましたが、「自分自身の意思に反する」と OTIT に改めて主張しました。しかし、それ以上の積極的な介入はありませんでした。彼女はコムスタカに保護され 3 ヶ月間日本で暮らしたのち、現在は出産のためにフィリピンに帰国しています。そして出産後に再来日するため新しい実習先を探しています。

妊娠して日本で出産し、実習を継続したケースもあります。厚生労働省の調査によると、技能実習適正化法施行後約 3 年間で、妊娠や出産で実習を中断した外国人技能実習生 637 人のうち、実習を再開できたのは 11 人で、わずか約 2 %でした。

APT にも留学生や家族滞在で妊娠・出産に関わる相談がありました。また、行政の母子保健事業の一環としての妊娠・出産に関わる少数言語（ベトナム語、ネパール語、タガログ語など）での通訳依頼も増えています。

来日して 3 年目、バイトをしながら勉学を続けてきた留学生の女性は、そのまま日本での生活と出産を希望して学校に相談しましたが、紹介してもらったバイトも辞めさせられてしまい

ました。学期中に出産すると「欠席」になると言われ、「休学」という形にしたいと申し出ましたが、在留資格を留学から特定活動に変更する手続きを取られて帰国準備が進められてしまいました。日本で出産できるのか色々調べていた彼女とパートナーに出産支援などについて母語で説明しましたが、数日後「すでに学校との話し合いは終わり、帰国準備をする」と連絡がありました。留学生のほとんどがこのように学校に相談しても帰国を強要されます。

家族滞在の場合は、言語の壁による不安の中、出産に向かうケースも多いです。医療機関から通訳者をつれてくるように言われる場合もあります。母子手帳をもらい、保健師が連絡しても連絡がとれないケースもありました。多分帰国されたのでしょうか。

京都にも多くの技能実習生がいます。私たちのような支援団体とのかかわりがわかると立場が悪くなるという理由で、話し合いの立ち合いができない場合も多く、できるだけ技能実習生の意にそのような支援をしたいと思うのですが、実態が把握できにくい状況にもなっています。

外国人女性は、妊娠・出産において、在留資格によって選択肢が限られています。権利はあっても知らされていない、建前と本音のように表面的にはある権利が、実際には持っていないようです。

熊本の技能実習生リンさんの控訴審は来年 2022 年 1 月 19 日に判決が出るそうです。今年 11 月 15 日の一審までに短期間であるにもかかわらず、4 万 8000 筆弱の無罪を求める署名が集まったそうです。控訴審に向けてのさらなる署名と、長引く裁判費用のためのカンパにも、ぜひご協力をお願いします。

(APT)

署名情報



*ベトナム人技能実習生リンさんの無罪判決を求める署名のお願い
*死体遺棄罪で起訴された技能実習生リンさん無罪のための第二次
寄付金のお願い

寄付情報





最近のケースから～面会交流について

APT のケースで多いのは、離婚と DV（配偶者からの暴力）です。離婚をする際に子どもがいると、養育・監護しないことになる方の親が、離婚しても子どもとは会いたいと思う場合があります。そのようなとき、「面会交流」の取り決めがなされます。この面会交流は夫婦が話し合っ

て決めることもできますが、DV のケースではそれは難しく、調停やその後の審判によって決めることになります。

夫の DV から逃れてきた女性は父親の DV を面前で見ていた子どもに父親を合わせるのが良いのか悩むことが多いです。しかし、日本ルーツでもある子どもたちと父親の関係を維持させてあげたい場合には、面会交流を認めたり、裁判所から面会交流を勧められる場合もあります。

実際面会交流を行うときは、お互いが決めた場所に子どもを連れて行き、そこで父親に子どもを預け、一定の時間の後また子どもを引き取るということをします。しかし、DV の場合には、

母である女性は父である男性と顔を合わせたくないとしますし、子どもを預けてしまうことに不安を感じたりします。そのようなときに、子どもと父親が安全に面会できる場を提供しサポートしてくれる団体を利用します。

現在私たちが関わっているケースでもこの団体のサポートを 1 年間利用しています。この団体が子どもと父親が面会できる部屋を用意し、母親と父親は顔を合わさないように別々の控え室も用意してくれます。また、そこに団体が立ち会ってくれることによって母親は安心して子どもを父親に合わせることができます。

このケースでは、父親も母親も県をまたいで面会場所に行きます。コロナ禍の中、電車を取り継いで子どもを連れて行くには不安があります。しかし、父親側の強い希望に応え、また、幼い子どものためにも APT が車を出して送迎し、面会交流を履行しています。

(安藤いづみ)

～新たな試み～

醍醐いきいきセンターでの学習支援スタート



APT の相談者には、前号でご紹介した D さんや E さんのようにシングルマザーがたくさんいます。彼女たちは、離婚に伴う在留資格に関する不安に加えて、限られた給料で狭い部屋に暮らすことで抱えるストレス、仕事中に部屋に残されている子どもたちの安全、教育、日本語習得（母親も含めて）、職場でのコミュニケーション、そして母国の家族など、様々な悩みを一人で抱えてきました。

APT への相談を通してこのような母子家族が醍醐山科地域の市営住宅に、何組か引っ越しして暮らしています。これらの子どもたちへの学習支援を手掛かりに、移住女性ひとり親家庭を支援するため、京都市醍醐いきいき市民活動センターにて週 1 回の学習会を始めました。私たちが多文化共生委員会で取り組んでいる多文化

子どもプログラムが、相談者が生活する地域へ飛び出した形です。地域には多文化ルーツの子どもがたくさんいますが、まず、来春に高校受験を控えた中学 3 年生の子を中心に二つの家族からの子ども 3 人で始めました。まだ支援員も少ないですが、学習支援だけではなく、母親に仕事帰りに寄ってもらい、悩みを聞いたり夕食手配もします。

少しずつ子どもが増えてお母さん同士の横のつながりができ、やがてちょっとしたコミュニティが生まれることを願ってのスタートです。言葉や文化の壁などから地域で孤立しやすい彼女たちも、横につながることによって地域に入っていくやすく、また行政の支援にもつながりやすくなると思います。

(神門佐千子)

それぞれの時を懸命に、いきいきと—多文化ルーツ子どもプログラムリポート

2021 年夏から秋にかけての「多文化ルーツ子どもプログラム」では、様々な経験をしつつ、それを乗り越えて成長する子どもたちの姿が光りました。

7月の終わり頃。子どもたちは夏休みに入り、京都 YWCA と神戸 YMCA の合同「いちえんキャンプ」に大勢が参加。余島（小豆島）のキャンプ場で、それぞれが自由にそれぞれの過ごし方をして貴重な「体験を贈与（ギフト）」されました。

一方、東京オリンピック・パラリンピックのさ中、コロナは感染拡大し、京都にも緊急事態宣言が発出。8月下旬より、「子どもプログラム」もやむなく休止せざるを得なくなりました。結果として9月いっぱいのプログラム中断でしたが、支援者一人ひとは、それぞれ参加の子どもたちの様子（受験生の勉強、小学生は寂しくないか、みんな勉強は出来ているかなど）を案じ、この状況でも可能な支援のあり方を考える時を過ごしました。そして「宣言」中にあっても、現実の必要から要請され、個別に子どもたちと共に過ごす時を与えられ、その時間はなにより貴重なものでした。

10月にプログラムが再開されていく中で、時に「また、休みになるの？」と不安げな顔をする参加者もあり、この大切な学びと交わりの貴重な場が、急になくなったことに大きな衝撃を受けたのだと、あらためて感じました。「大丈夫、お休みにならないよ」と、このプログラムの大切さを噛みしめる機会でした。

再開後、幾分か自由なプログラムの中で、子どもたちも YWCA に来るというリズムを取り

戻し、支援のスタッフも体制を整えていきました。

10月下旬、「醍醐いきいき市民活動センター」での支援のプログラムも開始。勉強と“共にある時間”という場が困難な中で、地域的にも広げられました。女子高校生一人と一組の姉妹が、受験のため、またあたたかいぬくもりを感じるためにも集っています。

11月に入るところには、小学生たちも算数や読書、文章書きの勉強をプログラムに入れることに同意・約束。学びの時間は集中して勉強し、その前後は大学生のお姉さん、お兄さんと十分に心も身体も解放して遊ぼう！というメリハリのあるプログラムへと整えられています。

11月3日（水・休）には「kokoka OPENDAY」（kokoka 京都市国際交流会館）、多文化フェスティバルへお出かけ。また11月21日（日）にも「京都 YWCA こどもフェスタ」への参加（高校生はボランティア体験）。これからクリスマスを迎えるシーズンには「京都 YWCA クリスマスコンサート」（日本聖公会・聖アグネス教会）や「多文化ルーツ子どもプログラム・クリスマス」などの楽しい体験も予定されています。

この時を懸命にいきいきと歩んでいる京都 YWCA に集う多文化ルーツの子どもたちにますますお心をお寄せいただき、この子たちの未来をますます応援していただければと心からお願いするものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

（浅野献一）

新人さん紹介

はじめまして。多文化子どもプログラムに参加させて頂いております、同志社大学社会学部社会福祉学科の岡本蒼です。APT のみなさんには、コロナ禍の中、受け入れていただき感謝しています。

このプログラムに参加し、たくさんのことを YWCA のみなさんから学ばせていただきました。人と繋がることの大切さやその温かさ、また、どのような支援やプログラムがあるのかなど現場の



空気を感じさせていただいています。至らない点ばかりでまだまだお役に立てていませんが、温かく受け入れてくださる YWCA のみなさん、そして子どもたちとこれからまだまだ成長させていただきたいと思っています。わたしは将来教職につきたいと思っています、こちらで学ばせていただいたことを教育現場で活かせるようにしていきたいです。どうぞよろしくお願いします。（岡本 蒼）

京都府外国人住民総合相談窓口運営事業 –市町村出張相談について–

京都府が 2019 年 6 月、京都府国際センターに京都府外国人住民総合相談窓口を開設したところ、同年度 2,000 件を超える相談が寄せられたそうです。増加する府内外国人住民への相談対応、市町村の窓口職員等の対応能力向上のため市町村出張相談を昨年度から行っており、APT の電話相談員も毎回原則 1 名が参加協力しています。

本事業では外国人の相談を受け、情報を提供したり適切な関係部署や機関に繋いだりすることまでの対応で、各市職員 1 名と京都府国際課から 1 名がメインとなり、多言語通訳サービス（21 言語）等を使用して対応しています。

これまでに、在留資格更新のために戸籍謄本を取得したい、現在妊娠しているが出産後パート仕事をするのは可能か、職場で在留資格と違う力仕事を任され辞めざるを得ず現在求職中で貯金を取り崩している状態だ、といった相談がありました。

本事業はホームページや SNS、チラシ等で広報されていますが、最近になってようやく、事

前問い合わせがある等手応えが出てきたというのが実感です。

APT で多様な相談を受けている現実を見れば、本事業の相談件数が少ないのは外国人の皆さんに困り事が無いからではないはずです。もっと気軽に来ていただける仕掛けが必要と感じています。

本事業は若手行政職員の研修を兼ねていると聞きました。リアルな相談の場で掴んだ外国人のニーズを、施策の改善に役立てていただけたらと思います。

共に生きる外国人が安心してそれぞれの地に住み続けられるよう、次年度以降も事業継続されることを期待致します。（茨木じゅん子）

地域：八幡市、京田辺市の市庁舎又は公民館

他に南丹市でも実施予定

日程：2021 年 8 月から 11 月まで、各地域に月 1 回（いずれも金曜日）

※昨年度は、八幡市、福知山市、亀岡市、京田辺市で、のべ 7 回開催

多文化カフェ フィリピンの家庭料理

APT では、時折「多文化カフェ」と称して、関係のある外国人（主に女性）のリードによって、各国の料理を提供するイベントを行います。今回のテーマはフィリピンでした。

きっかけは、相談者の IR さんが故郷の味が懐かしい、と言い出したことです。彼女は様々な事情で、急な一人暮らしをすることになり、友人とのコミュニケーションもとりにくい状況にあるため、寂しさがいつそう募っておられる様子。それでは！ということで彼女のリクエストに応じて、他のフィリピン人の協力も仰ぎ、APT スタッフもがんばって IR さんに「おふくろの味」を提供しようということになりました。

メニューはまず、「シニガン」という骨つきの豚肉にトマトや大根を加えて煮たスープ。重そうな材料ですが、ハーブの酸味も加わり、味付けはさっぱりしています。次に「ルンピア」で、ハーブとひき肉を細めに巻いた揚げ春巻きです。

どちらもご飯によく合ったおかずで、とても美味しくいただきました。

コロナの状況下のため、ランチとして提供する以外にテイクアウトすることもできるようにし、ランチの他に「ビロビロ」というデザートも加えました。これはさつまいもとタピオカの入ったココナツミルクで、いかにも南国風の味わいです。

肝心の IR さんも「とてもおいしかった」と満足してもらえた様子。当日は食べ物だけではなく、フィリピン関係のパネル展示などもしつらえて、現地の様子を他のお客様にもご理解いただけるように努めました。収益は外国にルーツのある女性たちの支援に使います。ありがとうございました。

（大手理絵）



活 動 報 告

8月1日 ～ 11月30日

8月

- 13日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@八幡市
27日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@京田辺

9月

- 10日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@八幡市
17日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@京田辺
25日 APT全体ミーティング・ケース協議*
30日 生活医療ネット関西会議*

10月

- 8日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@八幡市
15日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@京田辺
16日 京都YWCA多文化共生委員会会議*
APT全体ミーティング・ケース協議*

11月

- 12日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@八幡市
配偶者などからの暴力に関わるネットワーク
京都会議
19日 京都市市町村出張外国人相談窓口研修@京田辺
27日 京都YWCA多文化共生委員会会議*
APT全体ミーティング・ケース協議*

*Web会議

*維持会費・寄付をいただいた方（敬称略）

北村保子、高山亨、中村美智子、飯田奈美子、
北垣由民子、ヌーヴェル愛徳修道会地区本部、
安藤いづみ、篠田茜、神門佐千子、大手理絵、
田中順子、築瀬仁志、斉藤洋子、匿名2名

ありがとうございました。

APT 活動のためのご寄付、及び賛助会員を募集しております。賛助会員には年会費 5,000 円で年 3 回のニュースレターを送付いたします。同封の用紙にてお振込ください。

郵便為替：京都 YWCA アプト 01050-5-7761

APTニュースレター No.117 2021年12月発行



京都YWCA・APT

〒602-8019 京都市上京区室町通水上ル近衛町44

TEL：075-431-0351 FAX：075-431-0352

新規相談件数集計

2021年8月1日～2021年11月30日：20件			
●国籍別			
フィリピン	7	ベトナム	3
中国	3	パキスタン・ブラジル・フランス・アメリカ・タイ・韓国・不明	各 1
●性別			
女性	17	男性	3
●居住地			
京都	15	滋賀	2
福島・愛知・不明	各 1		
●相談内容			
DV	6	生活	6
在留資格	3	子育て	3
離婚	1	通訳	1

相談対応（8月～11月）集計

分類	項目	8月	9月	10月	11月	延べ件数
相談対応件数	継続	100	100	88	102	390
	新規	3	3	8	6	20
相談対応方法	電話	273	174	207	144	798
	メール	84	97	34	25	240
	来所	5	41	24	21	91
	同行	12	13	21	10	56
	訪問	9	4	5	4	22
	FAX	0	5	8	3	16
	手紙	0	4	0	11	15
	SNS	96	48	89	146	379
通訳派遣依頼	京都市	4	5	10	7	26
	京都府	3	2	0	0	5
	個人	9	3	4	2	18
	他機関	2	2	0	1	5
	翻訳	1	0	1	2	4

京都YWCA・APTは多文化共生社会の実現を求めて外国籍住民のための支援プログラムを展開している京都YWCAのグループです。

相談電話：075-451-6522

月曜日：13:00-16:00

木曜日：15:00-18:00

メール相談も受け付けます。apt@kyoto.ywca.or.jp



京都YWCAとは・・・

京都YWCAはキリスト教を基盤に世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。

本ニュースレターの送付が不要の方はご一報ください。次回からの送付は差し控えさせていただきます。

また、メールでのニュースレター配信をご希望の方も apt@kyoto.ywca.or.jp までご連絡ください。